

大 個 審 第 11 号
(答 申 第 381 号)
令 和 4 年 8 月 17 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 丸 山 敦 裕

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

令和4年5月20日付け河整第1140号で諮問のありました「防潮鉄扉に設置する監視カメラによる個人情報の収集」に係る大阪府個人情報保護条例(平成8年大阪府条例第2号。以下「条例」という。)第7条第3項第7号に規定する個人情報の本人収集の原則及び第8条第5項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外のものへの提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集及び提供に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

なお、当審議会が本人以外からの個人情報の収集及び提供を適当と認める理由は、別添資料のとおりです。

- 1 本件「防潮鉄扉監視カメラ(以下「カメラ」という。)」の設置に際しては、カメラの設置及びこれによる個人情報を収集することについて、ウェブサイト上での公表等により、通行者等に十分周知を行うこと。
- 2 カメラの設置において、個人のプライバシーに配慮し、設置位置等を工夫することにより、車両及び歩行者等に係る個人情報をできる限り収集しないように努めること。
- 3 本件において収集した個人情報の管理に関しては、カメラの管理要綱において、管理責任者、個人情報取扱者、保管場所及び保管期間等について明記し、漏えい・流出等が起こらないよう十分留意するとともに、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- 4 カメラにより収集した画像データをデータセンターのサーバーに送信する際、第三者による不正な収集が行われることのないよう、通信の安全に配慮するとともに、データセンターのサーバーについても十分な保護措置を講じること。
- 5 収集された個人情報の第三者への提供については、管理要綱において提供できる場合をあらかじめ明記し、厳格に運用すること。
- 6 今回諮問された項目に該当する個人情報の収集等については、今後、当審議会への諮問を要しないが、項目に該当するか判断しがたいもの及び項目に該当するものの慎重な取扱いを要すると考えられるものについては、当審議会に諮問すること。

(答申に関与した委員の氏名)

丸山敦裕、島田佳代子、海道俊明、重本達哉、竹村登茂子、西上 治、西村枝美
布施匡章、三成美保

別添資料

答申第1号の「本人収集原則の例外事項（条例第7条第3項第7号）について」の表を次のように改める。

改正後			改正前		
番号	項目	本人以外からの収集を 適当と認める理由	番号	項目	本人以外からの収集を 適当と認める理由
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15	(略)	(略)	15	(略)	(略)
16	防潮鉄扉監視カメラにより記録した映像に個人情報が含まれている場合	① 津波や高潮発生時など自然災害において住民の安全確保と速やかな避難行動支援等に資するため、平時から監視カメラにより個人情報を収集する場合がある。 ② 監視カメラにより記録した映像及び音声には、不特定多数の者の個人情報が含まれる場合があり、被撮影者の同意を得ることは現実的に困難である。			